

月からの施行であり、会計年度任用職員制度に基づいて、適正な対応をする。

9 Q A

問 文化財の新たな活用を保存から活用への変化

答 積極的に取り組んでいく

前野由和議員

文化財は維持・管理・保護から活用へと考え方が変化し、法改正も行われた。地方創生メニューに見られる商業主義に走り過ぎるとの指摘もあるが、活用して現代に活かしながら次代に継承していく方策がある。例えば立川番所書院ではコンサートを行っている。一流の演奏に触れることができ地域の文化水準の高揚に繋がっており、現代に活かしている身近な事例だ。保護管理は教育委員会、活用はプロジェクト推進室との縦割りの弊害がないように新しい考え方に



立川番所でのコンサート

るよう要請する。

松高俊二教育委員長

先達の英知によって築き上げられ守られてきた文化財を始めとする文化遺産を受け止めると同時に、その活動を通して新しい本町の文化を創造すること、加えて元気な本町の町づくり、愛される故郷づくりの役目も担っている。文化財の管理を怠ることなく、後の世代に継承する責務がある。立川番所は研修などが開催できる重要な

化財であり、今後文化財の地域振興への活用を積極的に推進することを念頭に置き、他部局と連携し、保存と活用を積極的に取り組んでいく。

岩崎憲郎町長

立川地区において、地域を元気にするための積極的な取り組みを

10 Q A

問 森林環境税を問う

答 平成31年度から森林環境譲与税が交付される



重森一宗 議員

森林環境税に係る森林経営管理法が5月25日参議院で決定、このことにより森林環境譲与税が平成31年度より段階的に交付される見通しである。これについての説明と、配分される額を聞く。

岩崎憲郎町長

みをしていただいていることに敬意を表す。また、世界的な演奏者で、日本でマリンパ奏者の第一人者、市川みどりさんは、音楽イベント開催など住民の皆さんと一緒に地域を元気にしようという数々の取り組みを続けていただいております。心から感謝しています。

この運動を始めてから30年近い年月が経ち、いよいよ実現となり、森林環境税、森林環境税を財源とする森林環境譲与税が実現し、県を含めて自治体の森林管理に要する経費が交付される。その規模は、全国1戸あたり1,000円の負担、全国で600億円が見込まれている。実施時期については森林環境税は、東日本大震災の復興に関する税制(平成35年まで)が終了した

後、導入される。それに先駆け、平成31年度から、町村、県を含め山林の管理の財源として譲与税が入る予定になっている。この譲与税の配分については、民有林の人工林率5割、林業従事者率2割、人口率3割の基準により配分をされる。当初、本町に入る金額の試算が、4,900万円、平成45年度からは1億6,500万円になる。その内容は、森林環境税が導入されるまでの間を借入金で賄って、森林環境税導入後に返済をし、平成45年度から満額交付となるためである。

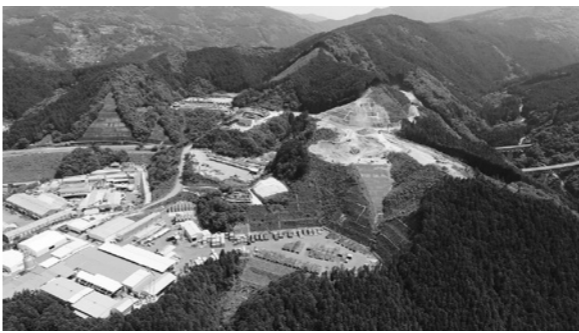
重森一宗議員

森林環境税の目的は持ち主不明の山林を市町村が一時管理をして、その後採算の合う山林については希望する業者に再委託をすることにより、全体的に健全な山林の管理ができるようになっていくが、現

在持ち主不明の山林がどのくらいあるのか、例えば山林の税金が未納とか、税金の通知を出そうにも誰が持ち主か分からないとか、そのあたり本町において、どのような数字を持っているのか。

岩崎憲郎町長

土地は、課税標準額30万円以下については非課税である。課税対象者は、町内が3,767名、町外が3,990名で、町内が49%、町外が51%、課税面積では、町内が



高知おおとよ製材周辺

42%、町外が58%の状況となっている。その中で、課税台帳上での所有者が不明な土地については、登記簿の権

利者が亡くなられた方であっても、納税者等がいるケースが多く、税の面で見て不明はごくわずかである。

11 Q A

問 山林の管理を問う

答 施業をしやすい環境を整える

重森一宗議員

再造林については適正、不適正があり、不適正のところは自然に還すような雑木でもよいのではないかとされている。これは人家を離れた山地のことであり、そのことと人家近くに杉・ヒノキを植えてきた結果、集落環境を見た場合、杉・ヒノキはやめて、夏は涼しく、冬は日があたる落葉樹がよいのではないかとこの声もあるが、本町全体の山林について、適材適所での考えを聞く。

の周辺など、将来の施業と、それに至る管理を考えた場合に、やはり条件のいい場所を選んで植林することも一つの方法である。しっかりと再造林し、ある部分は自然の広葉樹林に還すことが必要だと思っている。

重森一宗議員

住民の要望の一つに家の周りの杉を伐採したい。しかし業者から採算が取れないので負担を求められたなどの事例が多く出ている。集落環境の面から見て、不足する伐採費用に対しての対策はないのか。

岩崎憲郎町長

伐つて植えることを考えるとき、標高の高い部分、人家や河川

集落環境整備については理解できるが、個人の家の後ろ、横の伐採費用を公費でとなると非常に対応が難しいのが現実である。



沖集落

重森一宗議員

山林の寄付を町が受けて町有林になるが、そこに町と個人・団体会社等で分収林も考えられるが、この分収林のメリットについて前回質問をしたが、検討はしているのか。

岩崎憲郎町長

施業の状況も含めて、全ての申し出に対して対応できないよう

12 Q A

問 林業施策に係る基金運用を問う

答 ゆたかな森づくりを推進する

重森一宗議員

山林所有者が山林の処分を言われ、その一つに町への寄付がある。県外のある村の取組として「基本的な寄付の申し込みがあった時点で職員が手続きについて説明に伺い、所有者移転登記事務は村で行い、寄付申出者には必要書類の整備、印鑑証明等の提出のみを求めている。」とある。本町では、町有林整備推進基金として5,000万円を設置。3月議会には風力発電による寄付金300万を町有林化にかかる基金にした。これらの基金と山林の寄付が密接に係ってくるが、本町として、寄付者による申込みは電話等で良いのかも含め、寄付を受け取る側

岩崎憲郎町長

の体制はどのようになっているか。町有林整備推進基金、森林環境譲与税として、平成31年より4,900万円から段階的に上がり平成45年から1億6,000千万円とあるが、これらの活用施策について聞く。



植林の皆伐

で、現時点においては寄付を基本に考える。

寄付の申し出の場合、町として調査等行っているため、書類を全て揃えて持参しなさいという状況ではない。基金は、町有林化及び町有林の整備に要する経費に充てるためであり、寄付のあった山の整備などに使用する。平成31年度から始まる譲与税、森林バンク制度といわれる森林経営管理法に基づく管理手法等を取り入れ、今後町の基幹産業である林業を森林の再生可能な資源として活かしていく取り組みに繋げることができる。